

受 付	抽 選

(申込日) 令和 6 年 (2024 年) 月 日

【美術ギャラリー用】(展示室 1 半室・2 半室・3 半室 C 利用)

## 枚方市総合文化芸術センター施設使用 抽選参加申込書

(宛先)

枚方市総合文化芸術センター指定管理者 アートシティひらかた共同事業体  
別紙記載の注意事項を遵守し、次のとおり抽選参加申込をいたします。

申込団体名 \_\_\_\_\_ 代表者名 \_\_\_\_\_

申込者の氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

(↓抽選結果を郵送希望の場合のみご記入ください)

住所 〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

確認後、レ点を入れて下さい。 →  別紙①注意事項を確認しました。

■使用目的をご記入下さい。

--

■希望日 (第 1～5 希望まで) にご記入下さい。(○をつけて下さい。)

※抽選で決定した施設・日時はキャンセルできません。

			第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	第 4 希望	第 5 希望
2025 年 4 月 22 日(火)	～4 月 28 日(月)	3 半室 C					
2025 年 4 月 29 日(火)	～5 月 5 日(月)	3 半室 C					
2025 年 5 月 6 日(火)	～5 月 12 日(月)	2 半室 C					
2025 年 5 月 13 日(火)	～5 月 19 日(月)	2 半室 C					
2025 年 5 月 20 日(火)	～5 月 26 日(月)	2 半室 C					
2025 年 6 月 3 日(火)	～6 月 9 日(月)	2 半室 C					
2025 年 6 月 10 日(火)	～6 月 16 日(月)	2 半室 C					
2025 年 6 月 24 日(火)	～6 月 30 日(月)	3 半室 C					
2025 年 7 月 1 日(火)	～7 月 7 日(月)	1 半室 C					
		2 半室 C					
		3 半室 C					
2025 年 7 月 8 日(火)	～7 月 14 日(月)	1 半室 C					
		2 半室 C					
		3 半室 C					
2025 年 7 月 15 日(火)	～7 月 21 日(月)	1 半室 C					
		3 半室 C					
2025 年 7 月 22 日(火)	～7 月 28 日(月)	1 半室 C					
2025 年 7 月 29 日(火)	～8 月 4 日(月)	1 半室 C					

他に予約希望施設がある場合、ご記入下さい。(○をつけて下さい。)

使用施設 (本館)		リハーサル室 1		創作活動室 1		マルチスペース 1
		保育室		創作活動室 2		マルチスペース 2
		施設前広場				

別表①

### 予約・利用にあたって

- (1) 抽選の結果、当選された方は、枚方市総合文化芸術センター本館総合受付（1階）へお越しの上、本申請を行い、使用の許可を受けると同時に施設使用料を納付してください。施設使用料納付と引き換えに、「使用許可書（兼領収書）」を発行します。
- (2) 日程が近くなりましたら、施設の利用当日に向けた打ち合わせや、下見対応が随時可能となるよう準備をいたします。
- (3) 利用当日は催事終了後に設備使用料等を納付いただきます。

### 注意事項

- (1) 抽選に参加できるのは、1施設につき1団体1公演（催事）での申し込みが可能です。同一目的で複数の申込みはできません。
- (2) 申込団体しか使用できません。使用権の譲渡はできません。
- (3) 1つの予約施設で複数の団体が別々の事業を開催する予約はできません。（例：Aさん、Bさん、Cさんが、Aさんを代表に展示室全室の使用を申請し、各展示室でそれぞれ別の催しを開催する。）
- (4) 第三者による企画展等でのご利用はできません。
- (5) 利用時間には搬入・準備/設営・片付け・撤収の時間も含まれています。時間内に退出できるよう計画ください。
- (6) 保守点検や、市や指定管理者が主催する事業で、すでに申込みいただけない日があります。
- (7) 申込み対象施設と同じ区分であれば、他施設の申込みも可能です。重複しない区分は申込みいただくことができません。（連続5日間まで）
- (8) 施設別に設定された申込期間の優先権を乱用する形での、施設の一部辞退はできません。
- (9) 以下ご使用できない催事の場合、取り消すことがあります。
  - ・公の秩序又は善良風俗を害するおそれがあると認めるとき。
  - ・センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
  - ・管理運営上支障があると認めるとき。